

# 教育相談体制充実のための手引き

不登校、いじめ等の  
未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた  
チームとしての組織体制づくり



平成30年7月  
鳥取県教育委員会



## はじめに

児童生徒を取り巻く環境が多様化・複雑化してきている今日、全国的な傾向として児童生徒の長期欠席・不登校の出現率は年々上昇しています。

そのような中、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月中央教育審議会）において、「子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応していくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。」との提言がなされました。

また、平成 29 年 2 月には文部科学省から「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」が出され、スクールカウンセラー（以下 S C）及びスクールソーシャルワーカー（以下 S S W）の職務内容等が明記されました。さらに同年 3 月に文部科学省から出された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」において、S C 及び S S W が学校教職員の一人であるとされ、S C 及び S S W と連携した教育相談体制の充実の必要性が示されました。

鳥取県においても、児童生徒の心に働きかけるカウンセリング等の教育相談機能を充実させることが必要であるとの認識の下、平成 8 年度から S C の配置が始まり、現在は、県内の全中学校区に配置され、校区内の小学校の相談にも対応しています。また、児童生徒の置かれている環境に働きかけて子どもの状態を改善するため、学校と関係機関をつなぐソーシャルワークを充実させることが必要であるとの認識の下、平成 20 年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」（文部科学省による都道府県・市町村対象の委託事業）による S S W の配置が始まりました。

このような動きの中で、県教育委員会では、様々な児童生徒の課題を早期に発見し、的確に対応していくことができる校内体制づくりを行っていくために、その方向性を示す「教育相談体制充実のための手引き～不登校、いじめ等の早期発見及び早期支援に重点を置いたチームとしての組織体制づくり～」を作成しました。本手引きをもとに、各学校における教育相談体制のさらなる充実を図っていきたいと思います。

平成 30 年 7 月

鳥取県教育委員会

## 目次

はじめに	1
1 教育相談体制充実のための考え方	3
2 教育相談体制の在り方	4
3 教育相談体制充実のためのポイント	8
4 スクリーニング会議を活用した未然防止、早期発見及び早期支援	9
5 ケース会議を活用した支援の流れ	10
6 スクールカウンセラー（SC）の職務内容	11
7 スクールソーシャルワーカー（SSW）の職務内容	12
8 SC及びSSWの職務の遂行にあたって留意すべき事項	13
9 教育委員会における支援	14

## 1 教育相談体制充実のための考え方

不登校、いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動等の背景には、多くの場合、子どもたちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子どもたちの置かれている環境の問題があり、子どもたちの心の問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子どもたちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できません。

そのため、より効果的に対応していくためには、教職員だけでなく、SCやSSWの視点も加えて、子どもたちの様々な情報を整理統合し、アセスメント（見立て）やプランニング（解決に向けた目標設定と具体的な手立て）をした上で、問題を抱えた子どもたちの支援を組織として行うことが重要です。

問題を抱える児童生徒への組織的な支援をより効果的に行うため、学校における教育相談体制をさらに充実させていくための考え方についてまとめました。

### (1) 未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくり

学校における支援体制は、どちらかといえば事後の個別対応に重点が置かれていましたが、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等（以下「不登校、いじめ等」という。）については、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくりが重要です。

なお、個々の事例の未然防止、早期発見を効果的に進めていくために、「早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための少人数での会議」（スクリーニング会議）を定期的実施することが有効です。

### (2) SC及びSSW等の専門家や関係機関と連携した組織的対応

解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要です。その際、既存の校内組織を活用するなどして、チームとして取り組むことが大切です。

なお、事案によっては、校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育主任、SC、SSW等の関係教職員だけでなく、校外の関係機関と連携することが有効です。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期支援も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となります。

### (3) 課題の要因や背景に目を向けた具体的な支援

児童生徒をめぐる状況が複雑化・深刻化している中、学校は表面化している課題にだけ目を向けるのではなく、その課題には必ず理由があるととらえ、その要因や背景を児童生徒の心理面・発達面のほか、家庭生活・学校生活全体の中から見つけようとする考えにたった支援が必要です。

なお、この考えにたった具体的な支援策は、SC、SSW等の関係職員や、校外の関係機関職員の協力を得ながら、「早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための少人数での会議」(スクリーニング会議)や「個別の事例に対応するための会議」(ケース会議)等において検討していくことが大切です。

## 2 教育相談体制の在り方

学校においては、不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び早期支援を行うため、教職員、SC及びSSW等の関係者が一体となった教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携体制づくりや教育相談コーディネーターの配置・指名等が求められます。具体的な内容については、以下のとおりです。

### (1) 校長による体制づくりと体制をいかす取組

校長は、児童生徒や地域の実態を踏まえ、学校の教育目標を示し、学校の教育目標の実現に向かって学校を運営し、教職員、SC及びSSWが一体となった教育活動が行われるようにします。

また、設置者があらかじめ定めている方針を理解し、設置者である教育委員会にどのような事案を報告すべきか、緊急時には何をどのように対応していく必要があるのか等について、教職員にも周知しておきます。

特に校内の教育相談体制、支援体制を実効性のあるものにするには、教育相談コーディネーター、生徒指導主事・主任、養護教諭等の役割を明確化し、校内支援体制をシステムとして動かします。

#### ① 教職員、SC及びSSW等の関係者が連携した教育相談体制づくり

教育相談体制を充実させるために、既存の会議を活用するなどし、スクリーニング会議及びケース会議を実施します。

スクリーニング会議を定期的の実施し、ケース会議につなぐことで、重大な事案に至る前に早期発見及び早期支援が可能となります。

またケース会議は、不登校、いじめ等を認知した場合及びその疑いが生じた際には速やかに開催し、関係者が把握している情報の共有にとどまらず、何を目標に、誰を

中心に、誰が何をするのかを明確にした支援策を決定し、関係者が組織として実行します。さらに、設置者である教育委員会所属のスーパーバイザーや担当指導主事等と緊密に連携をとり、事案の状況及び支援方針を教育委員会と共有し、教育委員会と共に教育相談を行っていきます。

## ② 教育相談コーディネーターの配置・指名

学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内（SC、SSWを含む）及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等、児童生徒の抱える課題の解決に向けて調整役として活動する教職員を「教育相談コーディネーター」として位置づけ、この者を中心とした教育相談体制を構築させます。

教育相談コーディネーターは、教育相談担当教員が担当したり、教頭や養護教諭又は特別支援教育主任が兼ねたりするなど、学校の実情に応じ柔軟な配置が考えられます。いずれにしても、各学校において、教育相談コーディネーターが校内で機能する体制の構築が重要です。

したがって、教育相談コーディネーターに対し、職務を遂行する上での役割を明確にするとともに、学校の実情に応じて、授業の持ち時数を軽減するなどの配慮をすることも必要です。

## ③ SCやSSW及び関係機関の役割の理解促進

SC、SSWを有効に活用していくためには、教職員がその職務内容や専門性を理解し、保護者等に説明できることが大切です。そのため、ケース会議の考え方、SCやSSWの活用等に向けた研修等を行い、個々の児童生徒・保護者への対応が教職員によって異ならないよう、校内の教育相談体制についての共通理解を図ります。また、管理職及び教育相談コーディネーターは、それぞれの関係機関等の役割を十分に理解することも重要です。

## (2) 教育相談コーディネーターの役割

教育相談コーディネーターは、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動します。

教育相談コーディネーターの担う主な役割としては、以下の内容が考えられます。

### ① SC及びSSWの周知

児童生徒やその保護者にSC及びSSWについての周知を図り、相談につなげます。

### ② SC及びSSWとの連絡調整

児童生徒の抱える課題に応じて、SC及びSSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整します。SC及びSSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行います。

### ③ 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

教職員や保護者からの相談を受け、SC及びSSWの勤務状況を踏まえて、適切に相談計画を立案します。

### ④ 児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握

児童生徒や保護者、教職員が課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握します。

### ⑤ スクリーニング会議の開催

各教職員から気になる児童生徒についての情報が集約されるように工夫し、その情報をもとにした少人数のメンバーでのスクリーニング会議を開催します。

(9ページ「4 スクリーニング会議を活用した未然防止、早期発見及び早期支援」参照)

### ⑥ ケース会議の開催・運営

児童生徒の抱える課題に応じて学年、関係教職員、関係機関が加わったケース会議を開催し、その運営に向けたコーディネートをします。

なお、臨機応変に対応するため、少人数によるケース会議も考えられます。また、状況に応じて、継続ケース会議を開催します。

(10ページ「5 ケース会議を活用した支援の流れ」参照)

### ⑦ 校内研修の実施

SC及びSSWの役割や学校としての活用方針等を全教職員で共通理解するため、



校内研修を実施します。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行います。

### (3) 養護教諭の役割

養護教諭は、全児童生徒を対象として、入学時から経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、また、いじめや虐待が疑われる児童生徒、不登校傾向である児童生徒、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障がいのある児童生徒等の課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めます。その際は、養護教諭が、学校医、医療機関等の関係機関との連携の必要性の有無について適切な判断を行うとともに、校内の関係者と連携して対応します。

### (4) 学級担任の役割

児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるように、学級担任には児童生徒を観察する力が必要です。また、一人で抱え込まず、組織として対応できるよう報告・連絡・相談が大切になります。

### (5) その他の教職員の役割

学級担任以外の教職員は、児童生徒の小さな変化に気付いたり、気になる状況を目にしたたり、相談を受けたりした場合に、早急に教育相談コーディネーター等に報告します。

また、事務職員は、集金の支払い状況など、家庭内の状況が見える情報が集まるため、情報共有を積極的に行うようにします。



### 3 教育相談体制充実のためのポイント

#### (1) 早期対応を前提としたケース会議の有効活用

学校において教育相談体制をつくるためには、ケース会議が重要な役割を果たします。そこで、チームとして支援を効果的に行うためのケース会議とするために、その実施にあたっては、進め方やそれまでの準備、構成メンバーなどを学校の実態に応じて工夫する必要があります。また、児童生徒理解のためのアセスメントシートを有効に活用して、学校の実態にあったケース会議を行います。

なお、ケース会議は1回限りのものではなく、継続的に実施するとともに、振り返り・見直しを行い、より効果のある支援を進めます。

#### (2) 保護者との連携

保護者との連携・協力関係は、個々の児童生徒への支援を効果的に進めていくために最も重要なものです。日頃から家庭や学校における困り感などを相談しやすい体制を整え、保護者との信頼関係を築いておくことが重要です。

#### (3) 各種検査の有効活用

学校は、児童生徒個々の理解を深め、有効な支援につなげていくために、発達検査・心理検査等の諸検査を活用し、保護者の協力のもと、早期の支援を進めます。

#### (4) 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の異なる学校種間において、切れ目のない支援をすることが重要です。そのため、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、さらに発展させる必要があります。

また、児童生徒の転出入の際や市町村立の中学校、義務教育学校から県立の高等学校に入学する際の情報共有も有効です。その際には、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得た後、情報を共有します。

児童生徒に係る情報やケース会議等において決定した支援策や成果等は、アセスメントシートにまとめて活用すると、情報の共有及び連携の際、児童生徒への理解を深め、発達段階に応じた組織的な支援の充実につながります。

## 4 スクリーニング会議を活用した未然防止、早期発見及び早期支援

スクリーニングとは、気になる（支援等が必要な）児童生徒を早期から組織として洗い出すことであり、スクリーニングを行うための少人数での会議のことをスクリーニング会議と呼びます。

学校内における児童生徒の姿や行動等には、児童生徒を理解する手掛かりが豊富です。その姿や行動等をもとに、児童生徒理解を深め、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期支援をチームとして行います。

### (1) スクリーニング会議を効率的に行うために

スクリーニング会議では、全児童生徒のスクリーニングを行います。

スクリーニングを効率的に行うために、「欠席回数」や「遅刻回数」、「う歯数」、「保健室来室回数」、「諸費用支払いの遅れ」等、気になる児童生徒を洗い出す上で必要となる項目を事前に選定し、スクリーニングシートとして準備しておくことが有効です。

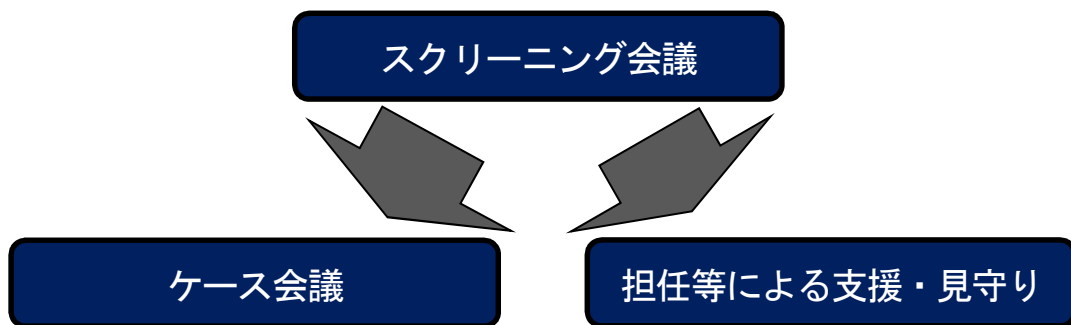
### (2) スクリーニング会議のポイント

スクリーニング会議では、スクリーニングシート等をもとに気になる児童生徒を把握し、必要に応じて、支援や見守りの方針等について検討します。また、ケース会議の開催の必要性についても検討します。

支援を必要とする児童生徒を早期に発見するためのスクリーニング会議は、定期的、確実に行うことが大切です。

なお、スクリーニング会議に養護教諭、特別支援教育主任、生徒指導主任・主事、S C、S S Wなどが加わるとより効果的です。

### ★スクリーニング会議を活用した未然防止、早期発見及び早期支援の流れ（例）



以上のようなスクリーニング会議に係る取組は、あくまでも一例です。学校の実態に応じて行いますが、組織として確実に行うことが大切です。

## 5 ケース会議を活用した支援の流れ

学校における支援は、ケース会議を活用して次のように進めることが想定されます。S CやS S Wは、学校内におけるチーム支援体制の構築、支援を進めていくために、ケース会議に参加し、ケースのアセスメント及び課題解決のプランニングへのサポートを行います。

### 情報の整理と共有化

情報を整理しながら記録していきます。アセスメントシートを作成することが、情報の共有化には効果的です。アセスメントシートは複数の教職員で作成することが望ましいです。

### ケース会議

#### ■アセスメント（情報からの要因の見立て）

○課題の背景には必ず理由があると考え、その要因がどこに隠れているのかを、子どもたちの心理面・発達面のほか、家庭生活・学校生活全体の中から見立てる

#### ■プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

○要因が見出せたら、それに対する最善の対応策を考える

目標には長期目標と短期目標があり、具体的に取り組める目標を設定します。チームで取り組み、複数で話し合うことで見方の違いが出され、それを検討することで支援の道筋ができてきます。

誰が（どのような機関が）、どのような役割をするのかを明確にします。

### プランの実行

○ケース会議等で話し合われた内容を具体的にを行う

対応策を、関係者で分担して実施します。

各担当の間で、常に情報共有を行いながらすすめることが大切です。

### 振り返り・見直し

○実行した結果を振り返って、次の対応に向け改善する

うまくいったときは継続し、うまくいかなかったときは、アセスメントまたはプランニングが不十分だったのか、プランの実行に問題があったのか等を丁寧に検証し、柔軟に修正します。

## 6 スクールカウンセラー（SC）の職務内容

SCは、不登校、いじめ等への対応に当たって、児童生徒の心に働きかけるカウンセリング等の教育相談機能を充実させるための心理学の領域に関する専門職です。児童生徒にとっては、評価者として日常接する教職員とは異なることで、悩みや不安を安心して相談できる存在であり、また教職員にとっては、児童生徒やその保護者と教職員との間で、第三者としての架け橋的な仲介者の役割を果たす存在です。

具体的なSCの職務は、文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（H29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議）の中の「SCガイドライン」に示されていますが、鳥取県においては以下の職務内容を中心に活動します。

### （1）児童生徒へのカウンセリング及び心理教育の実施と保護者への助言・援助

- ・相談室での相談活動
- ・休み時間など日常的な場面での声かけや相談活動
- ・アンガーマネジメント、ストレスや不安の軽減等の学習活動への協力
- ・来校した保護者への相談活動
- ・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

### （2）児童生徒、学級や学校集団に対するアセスメント（見立て）と教職員へのコンサルテーション（助言・援助）

- ・心理テスト、面接及び授業観察等による学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間関係、集団の状態、学校の状況等のアセスメント
- ・適切な配慮や支援方法についての教職員へのコンサルテーション

### （3）不登校、いじめ等を認知した際の援助、自然災害、突発的な事件・事故等への緊急支援

- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒に対するカウンセリングの実施によるいじめの解消や再発防止を支援  
(いじめ事例において周囲の児童生徒に対しての面談も含む)
- ・不登校、問題行動、子どもの貧困、虐待、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の緊急支援の実施

### （4）教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

- ・心理面の問題に対処できるよう、校長の学校経営方針に基づいた教職員に対する基礎的なカウンセリング及び児童生徒理解に関する研修の開催

## 7 スクールソーシャルワーカー（SSW）の職務内容

SSWは、社会福祉に関する専門的な価値、知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童生徒の最善の利益を保障するため、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職です。

具体的なSSWの職務は、文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（H29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議）の中の「SSWガイドライン」に示されていますが、鳥取県においては以下の職務内容を中心に活動します。

### （1）ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援

- ・社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
- ・校内支援チーム体制づくりの支援活動
- ・学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

### （2）様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ

- ・不登校、いじめや暴力行為などの問題行動、貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域への働きかけ
- ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、アセスメント及びプランニング

### （3）関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

- ・教育委員会への個別事案の報告、連絡、相談等
- ・児童生徒及び家庭環境等に関する情報をもとに、関係機関と連携した学校支援体制の構築
- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ
- ・教育委員会と相談して学校や自治体のネットワーク体制づくり等

### （4）困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめを行った児童生徒やいじめを受けた児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により、いじめの解消や再発防止を支援
- ・当該児童生徒だけではなく、その保護者同士や保護者と学校にも対立構造が予想されるため、保護者会や職員会議などの開催支援

- ・ケース会議等を踏まえた、不登校、問題行動、子どもの貧困、虐待、災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援

## 8 SC及びSSWの職務の遂行にあたって留意すべき事項

### (1) SC及びSSWの校内体制における位置づけ

学校は、SC及びSSWが事後対応だけでなく、予防的な対応も行えるよう、校内の関連のある会議に出席を要請し、SC及びSSWを含めたチームで支援できる体制をつくり、組織的な対応を図ります。

### (2) 活動環境の整備

学校は、SC及びSSWが教職員とコミュニケーションが図れるよう職員室に席を設けたり、学校組織の一員であることを記載した名札等を準備したりするなど、職務遂行がしやすい環境を整えます。

### (3) 児童生徒や保護者への周知

学校は、全校集会や保護者会等を利用してSCやSSWを紹介し、その役割や職務内容等を説明したり、学校便りやホームページ等でSC及びSSWの配置を周知したりします。

### (4) 教職員等との連携

学校は、教育相談コーディネーター等を通じて、養護教諭、学校医、学級担任等が有している当該児童生徒の状況を把握するための様々な情報を共有し、SCやSSWと連携して対応するようにします。

また、心理の専門家であるSCと福祉の専門家であるSSWが、それぞれの視点で情報を交換し、協働して支援を進めていくことは、効果的な支援を行っていくために大変有効です。

### (5) 情報共有について

SC及びSSWが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要です。

また、関係機関等と共有が必要な情報については、児童生徒本人や保護者の了解を得ることを原則とし、困難な場合は要保護児童対策地域協議会等を活用します。

## (6) 家庭訪問について

児童生徒や保護者等の状況によっては、S S Wが家庭訪問を行うことも有効です。ただし、その際は、保護者等を問い詰めたり、責めたりすることなく、話をしっかり聞こうとする姿勢で行い、信頼関係を築くことが重要です。

なお、家庭訪問に際して、S S Wのみで対応するのか、学級担任や関係機関職員等が同行するのといった体制については、児童生徒や保護者の状況や児童生徒及び保護者とS S Wの関係性等を考慮し、ケース会議等において検討して、校長が判断します。

また、S Cは学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、通常家庭訪問は実施しませんが、児童生徒の指導上、学校長が必要であると認める場合には、保護者の了解を得た上で、家庭訪問を実施することができます。その際には、当該児童生徒の担任等の教職員が同行します。

## (7) 児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応にあたっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じます。なお、その対応にあたっては、校長に報告します。

## 9 教育委員会における支援

教育委員会は、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、その解決に向けて主体的に支援します。

### (1) S C及びS S Wの職務の理解促進（県教育委員会及び市町村教育委員会）

教育委員会は、S C及びS S Wの専門性を活かすために、学校の教職員に対して研修や連絡協議会等のあらゆる機会において、その役割や活用方法等を周知し理解を図ります。

### (2) S C及びS S Wへの支援体制の整備（県教育委員会）

県教育委員会は、必要に応じて、S C及びS S Wが同じ専門職である教育相談員やスーパーバイザー等に相談し、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができる体制を整えます。

教育相談員やスーパーバイザーには、アセスメントとプランニングに関する指導ができ、専門知識と経験を有している者を充てます。



**(3) 緊急支援が必要な場合の対応（県教育委員会及び市町村教育委員会）**

教育委員会は、緊急事態等、学校だけでは対応が困難な事案が生じた場合、学校を支援するためにSC及びSSWを加え、どのように支援又は対応するかを明確にします。

**(4) 関係機関との連携及び支援体制の構築（県教育委員会及び市町村教育委員会）**

教育委員会は、SC及びSSWの効果的な活用を促進するため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、学校と各関係機関がネットワークを構築しやすい環境を整備します。

**(5) SSW連携体制の構築（市町村教育委員会）**

市町村教育委員会においては、配置されるSSWが少数のため、他のSSWの意見を聞いたり、相談したりする機会が少ないことを考慮して、東部・中部・西部等のエリア内での交流、他市町村への聞き取り・情報交換の会を積極的に行うなど、SSWの連携体制の構築を図ります。

**(6) SC及びSSWの研修等の実施（県教育委員会及び市町村教育委員会）**

教育委員会は、SC及びSSWの専門性向上のための研修に加えて、県及び市町村の方針、課題等をSC及びSSWが理解するための研修を実施します。

また、情報交換や関係機関との連携調整を行うための連絡協議会や情報交換を行う連絡会議等を、計画的に開催します。

**(7) 教育相談に係る研修の実施（県教育委員会）**

県教育委員会は、学校における教育相談体制の充実を図るために、教育相談コーディネーター等の研修を行います。

**(8) 校内体制づくりのための支援・助言等（県教育委員会及び市町村教育委員会）**

教育委員会は、学校訪問等を通じて、学校における教育相談体制充実の取組に対する支援や助言を積極的に行います。



**【参考文献】**

- ・児童生徒の教育相談の充実について（報告）＜教育相談等に関する調査研究協力者会議＞
- ・生徒指導提要＜文部科学省＞

# 教育相談体制充実のための手引き

不登校、いじめ等の  
未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた  
チームとしての組織体制づくり

**発行** 鳥取県教育委員会

**作成** 鳥取県教育委員会事務局

いじめ・不登校総合対策センター

平成30年7月